

**生物多様性ふくおか戦略（仮称）策定検討委員会設置要綱****（目 的）**

第1条 「生物多様性ふくおか戦略（仮称）」（以下、「戦略」という。）の策定にあたり、必要な事項を検討するため、「生物多様性ふくおか戦略（仮称）策定検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

**（所掌事務）**

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検討を行うものとする。

- （1）戦略の策定に関する事項
- （2）その他委員長が必要と認める事項

**（委 員）**

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）市民代表
- （3）その他、戦略策定のために必要な知識、経験を有すると認められる者

**（任 期）**

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任をさまたげない。

**（委員長）**

第5条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

**（会 議）**

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

**（庶 務）**

第7条 委員会の庶務は、福岡市環境局温暖化対策部環境調整課で行う。

**（委 任）**

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

**附 則**

- 1 この要綱は、平成23年3月9日から施行する。
- 2 平成23年3月31日までに任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。